資料紹介 『因幡堂縁起絵巻』 菖蒲山座光寺所蔵

詞書翻刻凡例

一、段落の前後の順は、調査時（平成二十一年十二月三日）に配置されていた順に従う。
一、対照の便宜のため、『企画展　はじまりの物語　図録』の翻刻に付されている段落を（　）でくくって付す。
一、常用漢字、新字体を用いる。
一、訂正されている箇所は原則として訂正後の形にしたがうが、文字に格子条の角丸四角を重ね書きしてある文字については、その文字を［　］でくくって示す。また、第十六段「仁治元年の春の比」の最終行「申伝へ侍けり」の「侍」にoが重ね書きされているが、削除を示すか否か不明であるため、「侍」を［　］でくくって残す。
一、行分け、濁点、ふりがなは原本のままとする。濁点・ふりがなは、時期も筆者も異なると思われるものが混在しているが、ここではその区別はしない。
一、誤写と推測される箇所も原本のままとする。第十六段八行目の「恩幡堂」ももとのままである。
一、本文中、行の中央またはそのやや右のあたりに、小さな○が書き入れられているところがある。この○はoによって示す。
一、本絵巻作成時期について後に付記する。

絵巻写真凡例

一、写真は、現在繋がれている順序のまま、場面ごとに掲げる。
一、写真の右に、対応する詞書の段落番号を【　】でくくって記す。段落番号は、鳥取県立博物館編『企画展はじまりの物語　図録』（鳥取県立博物館　平成二〇年一〇月）の詞書翻刻に付されている番号にしたがう。
一、段落番号の下に、絵の右上に朱書されている画題を記す。画題のない場合は「ナシ」とする。

はじめに

『因幡堂縁起絵巻』については、すでに『続日本絵巻物集成』一（雄山閣、昭和十七年一月）、『新修日本絵巻物全集』三〇（角川書店、昭和五五年六月）に東京国立博物館所蔵本の紹介がある。また観智院所蔵本と東京国立博物館所蔵本の全文が中野玄三氏によって翻刻されている（「因幡堂縁起と因幡薬師」『学叢』第五号　昭和五八年三月）し、近年、観智院所蔵本と同系統で絵のある因幡堂所蔵本の写真と詞の翻刻が、鳥取県立博物館編『企画展　はじまりの物語　図録』（鳥取県立博物館　平成二〇年一〇月）に収録されている。しかし、因幡堂の建立に密接にかかわったとされる菖蒲山座光寺に伝えられている因幡堂縁起絵巻を紹介しておくことも、まったく無意味ではないと思われる。

菖蒲山座光寺は、鳥取市菖蒲の西、菖蒲山の東方山裾にある天台宗の寺院である。『因幡志』によれば、もとは薬師寺と号する大寺であったといい、『鳥取県の地名』（平凡社　一九九二年一〇月）によれば、現在位置より東方、菖蒲集落の西方の田地に塔心礎を残す白鳳期創建とされる寺（菖蒲廃寺）がその薬師寺であり、その後衰退して菖蒲薬師堂と呼ばれていたが、寛文十二年（一六七二）に現在の位置に移され、座光寺と改められたという。

座光寺所蔵『因幡堂縁起絵巻』は、現在、絵は巻子一巻に仕立てられ、詞はそれとは別に一巻の巻紙のまま保存されている。絵・詞ともに題を欠くが、内容からみて明らかに観智院本系統に属する『因幡堂縁起絵巻』である。詞に、たとえば第二段の行平の因幡一宮参拝の段に、観智院所蔵本・因幡堂所蔵本ともに、

有色易分残雪底無情難弁夕陽中にとかくたひのこころをなくさめて

とあるところが、座光寺所蔵本では、

あしたニは落花をふみてあひともなひいてゆふべには飛鳥にしたかひテ一時に帰ルとたびの心をなぐさめて

となっている、また第十六段の「或大臣家の姫君」の段のうち、観智院所蔵本・因幡堂所蔵本では、

我ちからもさる事なれと

とあるところが、座光寺所蔵本では、

我ちからおよひかたし

となっているなど多少の異同はあるものの、この程度に大きい異同、目立つ異同は数カ所にとどまり、両本とだいたい一致しているといってよい。

ただし、詞も絵も両本よりもかなり少ない。詞は、両本が二十三段の話をおさめるのにたいして、座光寺所蔵本は十二段のみであり、それら十二段はすべて両本にふくまれている。また、段落配列の前後関係が両本と少し異なっているところがある。後に【表1】として十二段の配列順を掲げる。表の「段」は『企画展　はじまりの物語　図録』における

翻刻に付された因幡堂本の段落である。なお座光寺所蔵本の料紙は十七紙からなるが、現在は継ぎ目が剥がれて、八つに分かれている。表の「紙」の欄の数字の間に罫線が入っているのが分離しているところである。ただし、それ以外のところも、紙片を裏貼りするなどの補修によって、一部分がかろうじてつながっているにすぎない。「寸法」は紙の横幅の概数を示す。縦は多くは三二・二糎、外側になっている第一紙から第三紙は三二・〇糎から三二・一糎ほどである。

絵は二十紙、十八の場面が残っている。第十紙、十一紙は二紙続きで一場面が描かれ、第二十紙には奥書がある。先に記したように一巻に仕立てられているが、各場面は独立しており連続していない。これは配列の問題ではなく、どのように配列しても繋がらない。後に【表2】として現在の順を示す。表の「画題」は画面右上の朱の書き入れをとり、書き入れがない場合は「ナシ」とする。その上の「段」は絵に対応する詞書の段落を記す。段落の数えかたは詞の場合と同じく『企画展　はじまりの物語　図録』の翻刻に付された数字にしたがい、座光寺所蔵詞書断簡にない段落は（）を付して示す。「寸法」は詞の場合と同じく各紙の横幅で、縦は二十紙ともに三二・〇糎である。

絵については、詞を欠く第七段、八段に対応する絵があること、そしてどの場面を描いたのかわからない絵があることが注目される。前記のように各場面が繋がらないことから、現状は元来の形態ではないことは容易に想像できるのであるが、こうした点にあわせて、絵巻に、

此三巻覆　元禄十丁丑年同二月上旬
京都烏丸通大政所町　□左衛門〔書き判〕

という奥書があり、もとは因幡堂所蔵本と同じく三巻であったらしいことを勘案すると、座光寺所蔵『因幡堂縁起絵巻』は元来もっと大部の絵巻であり、絵巻によくある絵と詞とを交互に配列するという形をとっていたのではないかと推測されるのである。

以上十二の詞書と十八の絵につき、まず詞書を翻刻し、次に絵の写真を場面ごとに掲げる。

なお、本絵巻および座光寺所蔵資料の閲覧につき、中村満直座光寺住職、座光寺檀信徒会会長三澤謙次郎氏のご厚意を得た。記して深謝する。

【表1】

紙	段	冒頭（内容）	寸法cm
1	白紙		12・0
2	1	夫レ天竺舎衛国（行平下向）	65・5
3	2	行平すてに（一宮参拝）	33・4
4	3	ゆきひらおもわさるに（病臥、夢想）	43・9
5	4	其夜明けにけれは（賀露の津、薬師仏出現）	45・0
6		に幡の手	77・4
7	5	行平卿仏像を（大豆桑堂、帰洛）	27・4
8	6	行平卿上洛ののち（薬師仏飛来、	38・8
9		怡のおもひをなし　因幡堂建立）	32・0
10	16	仁治元年の春の比（或大臣家の姫きみ）	35・4
11	19	正元年中に（三条万里小路の大弼の娘）	45・6
12	17	仁治三年の秋の比（和泉国盲目の僧）	27・0
13	20	文永六年夏の比（周防国弥源次守真）	46・0
14	22	永仁元年春の比（摂津国藤原氏重）	32・3
15	18	建長三年五月（法性寺田中殿女房）	46・0
16	奥書	中興修補洛陽南尤海	40・0
17	白紙		20・8

【表2】

紙	段	画題	寸法cm
1	2	行平卿一宮勅参	90・1
2	2	ナシ（神社拝殿か）	41・0
3	3	御夢想	49・5
4	4	加路ノ津曳網	49・9
5	5	大豆桑堂	44・4
6	（8）	伽藍	86・2
7	5	帰洛	88・9
8	6	ナシ（仏像虚空を飛ぶ）	29・1
9	6	ナシ（仏像を迎える）	36・9
10	（7）	ナシ（仏像を遷す）	90・8
11			82・8
12	6	洛中参群	82・9
13	16	式大臣家ノ姫君	44・6
14	19	三条万里小路ニ大弼炙治	43・2
15	17	和泉国ニ亡目僧	44・5
16	未詳	ナシ（松・鳥居）	50・0
17	20	周防国弥源次守真	40・3
18	22	摂津国藤原氏重	43・3
19	18	法性寺田中殿ノ御所ニ（後略）	44・0
20	奥書		18・2

資料紹介『因幡堂縁起絵巻』

（題）

欠

（第一段）

夫レ天竺舎衛国祇園精舎者釈尊在
世之旧跡須達建ニ立一千七百一十五間之
堂舎誠ニ無キ比類一イ霊場也然ニ経二二百余歳ヲ一回
禄之間祇陀太子如ク元ノ建ニ立スレ一以後五百年ニ
［亦］焼ニ失ス一其後旃育迦王建ニ立スレ之ヲ一相ニ当リ二吾カ朝
孝霊天皇ノ御宇ニ彼ノ精舎又百余廻之後
為ニ盗賊炎焼ス一畢ヌ其後経二七十余年ヲ一師子
迦王造ニ立ス之ヲ一相ニ当ル日本開化天皇ノ御宇ニ然ルニ
現レ魔壊ス二彼ノ祇園精舎ヲ一盗ニ欲スルレ殺ントレ人ヲ［遅］ス時ニ四天王
沙竭羅龍王為ニ忿怒ヲ一以テ盤石ヲ一押シ殺シ玉ヘリ壊ス二精
舎之悪徒ヲ一相ニ当ル日本崇神天皇ノ御宇ニ仏
閣舎荒廃人力難キレ及ヒ事経テ二九十年ヲ一忉利
天王第二ノ御子天降リテ天為ニ人王ノ［亦］建ニ立ス也之ヲ一荘
厳美麗ナルコト如ク釈尊在世ノ一相ニ当垂仁天皇ノ
御宇ニ抑祇園精舎四十九院ノ内チ東北療病
院ノ本尊ハ者等身薬師如来旃檀ノ像釈
尊御自ニ作ノ聖容也然ルニ伽藍破壊之時キ彼ノ
薬師指シテ二東海ヲ一飛御座ス不知竜宮城之
畜類遠乎利益御座ス良牟（ラン）其後村上
天皇ノ御宇天徳三年己未（ラン）大納言橘良古（ヨシフル）ノ
孫少将行平為ニ神参ノ向ムク一ニ因幡ノ国ニ一宮堂
社者武ノ内チ大臣也彼大臣二百八十歳後於テ
当国比葉太尓登ニ竹末法蔵比丘即吾
身是奈利登（天）唱ヘ帰給則チ就テ此地ヲ号ス一
宮畢爰ニ行平奉（アガメ）ニ当社ヲ一下向之勅
定我宿所ニ帰給イ気誠（キ）ニ美々敷目
出度嘉利希理

（第二段）

行平すでに我しゆくしよをいで玉ふ
ころは三月のなかばoはなさかりなるに
山陰道はるゞ〳〵のたびなればみやこの
中かた〳〵名残ぞをしかりけれ共
ちよくめひたるうへはいそぎ下向せらるゝ
に山家のみちすがら山遠ヲクして雲
行客のあとをうつみ松ニ寒ムー風セ旅ー
人の夢を破とはかやうの時にやあ
した二は落花をふみてあひともなひ
いてoゆふべには飛鳥にしたかひテ一時に帰ル
とoたびの心をなぐさめて日かずや
う〳〵ふる程に一宮にさんちやくし
て神拝ことゆへなくoめでたかり

し儀式なり

（第三段）

ゆきひらおもわさるににわかに重
病のこといてきたるに遠国のならひ
医師をたつねらるゝにかなはずはからざ
るに君をも二たび拝し奉らず
いなかのちりとならむ事を思て現病
たちまちに平癒して帰洛の無
為ならん事を悲み偏（ヒ）とへに三宝（ぼう）に
祈誓ありけるに其夜の夢に貴僧
一人来ていはくなんちやまひをのそかん
とおもはゝ当国賀留の津にうき木
あり衆生化度のために仏生国より
来れる是を引上たてまつるへしと
おほせらるゝと思ひて夢さめにけり

（第四段）

其ノ夜明ケにければかるの津と云所に
尋行て見たまへは九十有余の老男
安大夫といひける物に浦の由来をと
はれけるに大夫答テ云ク いにしへは浦の家
数百間ｏのきをならべて福貴の所にて
候けるか日々夜々にたかしほあがりて
をひたゞしかりし間うら人こらへず
していゐ〳〵を山のうへにひきてあか
りこなたかなたにすまい候間それより
うらあれて候也また高しほ上ると
きは君の御悩わたらせ給候とてその
御いのりに八幡へ御神拝候けるに勅
使に託して云山陰道にきみをなや
まし奉る悪魔有これをほろぼして
御悩をやすめまいらせよとの御霊告（れいご）あ
らたにまし〳〵けれは則大菩薩の神勅
にまかせて御はたを給武ノ内大臣むかわ
せ給ける時因幡伯耆のさかひにてあ
くまの在所（あり）をしらせ此はたの手のなびかん
かたへむかはんとて幡を打たてゝ守給ける
に幡の手この国えｏなびく間当国へ入て
うちまわりたかしをのあかる所をみ出し
て爰を守護してましますあいたその
のちはたかしほあからす君の御悩もおこ
たらせ給（ヒ）けるほどにそれよりしてこの
くにをはたよる国と申候其時より武ノ内
大臣をとうこくの一宮といわるてくにを
守らせたてまつると申也又一説にはてん
ちくきおんしやうしやの破壊しけるとき
かの伽藍にかけられたる玉の幡ども十方

法界の国へ飛ちり候けるかこの幡一流当
国(ゴク)へふり来候ける間それより幡よるくに
とそなつけ候とも申けれは行平夢想に
も祇園精舎療病院の本そんとみ奉りき
彼(ノ)尉(じやう)がきおんしやうじやのはた飛来れるよ
し申もかた〳〵ふしぎにおぼえて候さて
うらのやうを問玉へばこの四十年にをよび
てかいていにひかり物候ほどにかのひかり
に鱗どもおそれてよらす候あいた浦人
しだいに他国仕りてかやうに弥あれて候
この七日七夜ことさら海上は申にをよは
す木々の梢までをびたゞしくひかり候あいだ
恐怖してよる物もなくにいかなる御
こと候ぞはや〳〵御もとり候へと申ければ
ゆきひらくわしくきゝたまひてすなはち
大あみをすかせてあみにてこれをひかせ
られければさうかひの底より金色の浪
たつ儀にちかつくを見たてまつれば
うき木にはあらて等身の薬師如来の
像なりいそき引上たてまつりoきどく
の思ひかんにめひじゆしんのなみたたもと
をしぼる仍[所]たちところに平癒し
身心安楽(シ)玉ふなり

(第五段)

行平仏像を海底より相違なくひき
あけたてまつり津のへむに大豆閑(マメカ)
遣(ケ)たる桑の木有この木の下に堂をた
てゝ入たてまつり都より御迎をまいらす
へきよし再三誓約して上洛の本望を
とけられけり即(すなはち)昇進して大納言に
なり給けるとかや其後当所のものともこの
堂をまめくわてらとぞ申ける行平は薬師
寺と号せらるoみやこへむかへ申さんほどの
仏餉灯油のために十二町の田地を
よせて末子を一人とゞめをき開発領(りやう)
主とさだめられけるとなむ

(第六段)

行平卿上洛ののちなにとなくとし月
をふるほとに御むかひおそくやおほしめし
けむ御光(ご)と御座をはくにゝのこしをかせ
給て虚空に飛て一条院(及七百)の御宇長保
五年四月七日の夜卯時あくれは八日なる
にみやこへ御影向有けるに先ゆき
ひらきやうの夢のうちに示されていわく
われはこれ西天より東土の衆生を利益
せんかために来化す汝に宿縁あるによて

かさねて示と仰ありければ帰洛の後いそぎむかへたてまつるべきよし心中に挿(サシハサム)といへとも公私に妨(サマタゲ)られていたづらに光陰を送るなむと思ひて夢さめけるにいくほとなく門を叩者ありたれ人ぞと問にいなばのくにかるの津に侍し僧なりと仰られければ行平卿おとろき浄衣を着し門をひらき見奉れは正敷海(マサシク)より引上たてまつりし尊僧なり懇(コン)怡(コヨロコフ)のおもひをなし手つから室内に安置し奉れば中門へ出させ給不思儀のおもひをなす間にまどろむともなきにゆめにみたてまつるやう内は汚穢不浄の所也是は清きによてかやうに御いであると見たてまつるぞ奇特(ドク)なりける其夜虚空に声(コエ)ありて高辻烏丸に仏生国より薬師像来給へり結縁すへしと触廻けれは不思儀のおもひをなし貴賤歩(アユミ)をはこ(コ)ひ男女群をなす「車は轅(ナガヘ)をめくらしえす馬は蹄(ヒヅメ)をたてかね人はくひすをめくらしえす「門前いちをなす事をひたゝし

（第十六段）

及三百八十
仁治元年の春の比或大臣家の姫きみわつらひ玉ふことあり御腹ふくれて大事なりけれは御めのとうつまさに参籠して祈申けるに七日にまんする夜の夢想に御つしのうちによりのたまはく我ちからおよひかたし高辻烏丸に三国一の医王おはしますそれへ申へし名をは恩幡堂と号すとしめし給へは御乳母父の大臣にこのよし申すにさらはとて頓而この寺に参籠ありけるに七日にまんする夜のほとに御腹たおやかになりてめてたかりけれは弥信心を致して毎月に薬師の像をつくり供養し奉り給事おこたらすと申伝へ［侍］けり

（第十九段）

正元年中に三条万里少路(テ)に大一弼(ヒツ)と云人有けり息女十八歳に成けるか難治の所身あるによて百日毎夜に参詣すかゝれとも人にも見せす又医師にもとはすいかなる病にて有やらんとあやしむ日かすつもりにけれはある夜夢ともなくうつゝともなく御帳の内

よりたつとき僧出給てなんちかなけき
申病みんとて肩(カタ)をぬかせてかいかねの下せ
なかをあはせて御指にておさせ給てこの
ところを灸せよとて二所しるしをさし給
て香水をぬらせ給とおもふて夢さめぬ御
指のあとをみれはくほみて見ゆる所を灸し
てそのゝちは又もおこらす後によく〳〵たつ
ぬれは癲癇(テンカン)といふ病にてそありけるさる
あいた弥信仰ふかくしてまい月十二種の
ものをおこたらせ奉(ズ)られけるとかや

(第十七段)

及三百七十
仁治三年の秋の比和泉国に盲(○)の
僧ありけりこの事をかなしみて
上洛しつゝ毎夜当に参詣して
薬師経を読誦すること日数ふる程
に内陣より黒衣の老僧出まし〳〵て
針をもちて目をさし給と夢にみてう
ち驚たるに目あきらかになりけり
住所は五條町辺にありき行住座臥(グハ)
にこの経を読けるあいた異名(イ)には薬師
経の僧とそ申侍ける

(第二十段)

及三百四十
文永六年夏の比周防のくにの住人大内
介か家人弥源次守真(モリマサ)と云者身の内に
底瘧(ていらう)といふ難治の所労あり凡なへての人
治すへきやうもなかりけれは薬師医王の
方便にあらすは平癒しかたしとて七日当
寺に参籠して種々にいのり申けれは
第六日寅時夢に御つしよりたつとくけ
たかき御僧いて給て香水を御手にもち
て礼室の通夜の衆に面々の手に入給
その時守真心中におもふやうわれこそこ
の日比参籠仕たれは先給はるへきにとお
もひけるに「○皆人には手に入つ○汝は口
をあけいれんと仰有とおもひて口をあき
けるに御てつからかたしけなくも口に
入給にあまきことかきりなし十二度給わる
に三と舌うちすと思ふにやかて夢さめて口
のうちあまき事四五日まて失はざり(リ)き則
所労平癒し無病に在(アリ)の身とそ
なりにける

(第二十一段)

及三百三十
永仁元年春の比摂津(せつ)国ノ住人藤原
氏重と云者ありけり病をうけゝる程
に舎兄にて有ける者祈精のために

上(ノボ)て当寺に籠(リ)ける夜の夢に
御帳のうちよりいとたうとき僧いで
たまひて瑠璃の壺より御薬を給はるを
てにうくるとおもふて驚ぬたとく忝く
ほえけれは牖(ヤガテ)下向し侍(リ)けりくたりつく
までこの手をあらはすして病者に須(ス)は
するにそのあぢ甘露をなむる心ちして
めでたしこれは十七日のこと次日十八日
氏重か病忽に平癒して身心あん
楽(ラク)なりけれは弥信仰深くして種々の
立願をはたし申けるとかや

(第十八段)

及三百七十
建長三年五月法性寺の田中殿の
御所に侍ける女房関東へ下向し
けるか上洛のとき大井川にて大雨降(リ)大
水いてて前後もみえぬほとにともののも
もみななかれぬかの女ほう心ほそくかなし
き事たとゑんかたなくおほへて弥当
寺帰依の志(ザシ)あさからずさるによりて今
は最後そかしと思にも薬師を念し
奉る事二心なかりしに侶(ニハカ)に若き僧
来て馬のみつゝきにとりつきてことゆへ
なく川をひきわたしぬ菊川の宿にて
悦(ヨロコブ)べき由(ヨシ)思ていつくの人にておわする
そと問けれは吾は高辻烏丸因幡堂
辺に有よしのたまひて閑(カ)きけす
やうにうせ給ぬ弥かたしけなくおほえ
て其時きたりけるきぬを当寺の戸帳
に懸奉られけるとかや

(奥書)

中興修補洛陽南尤海

大徳法橋上人権律師権少僧都法眼和尚

法主座光寺中興開山

権大僧都堅者薬師院伝海法印大和尚位

元禄十乙丑歳二月十二日

【第二段行平卿一宮勅参】

【第三段御夢想】

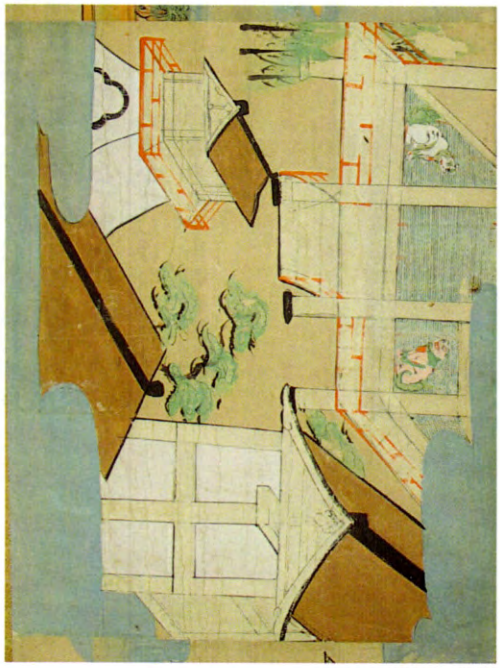

【第四段ナシ】

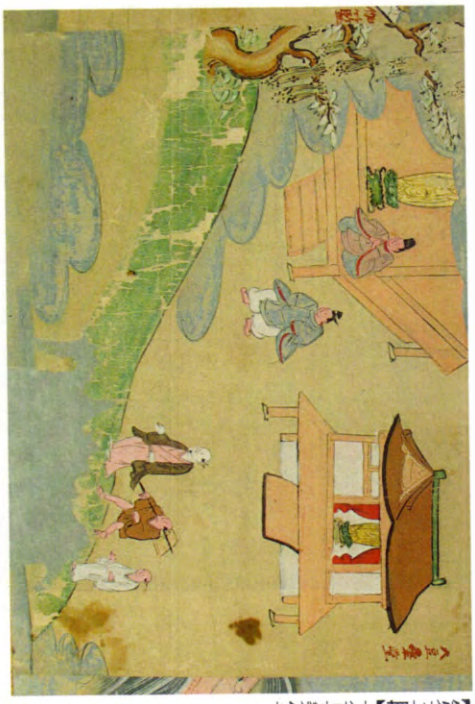

【第五段大豆桑堂】

【第四段加路ノ津曳網】

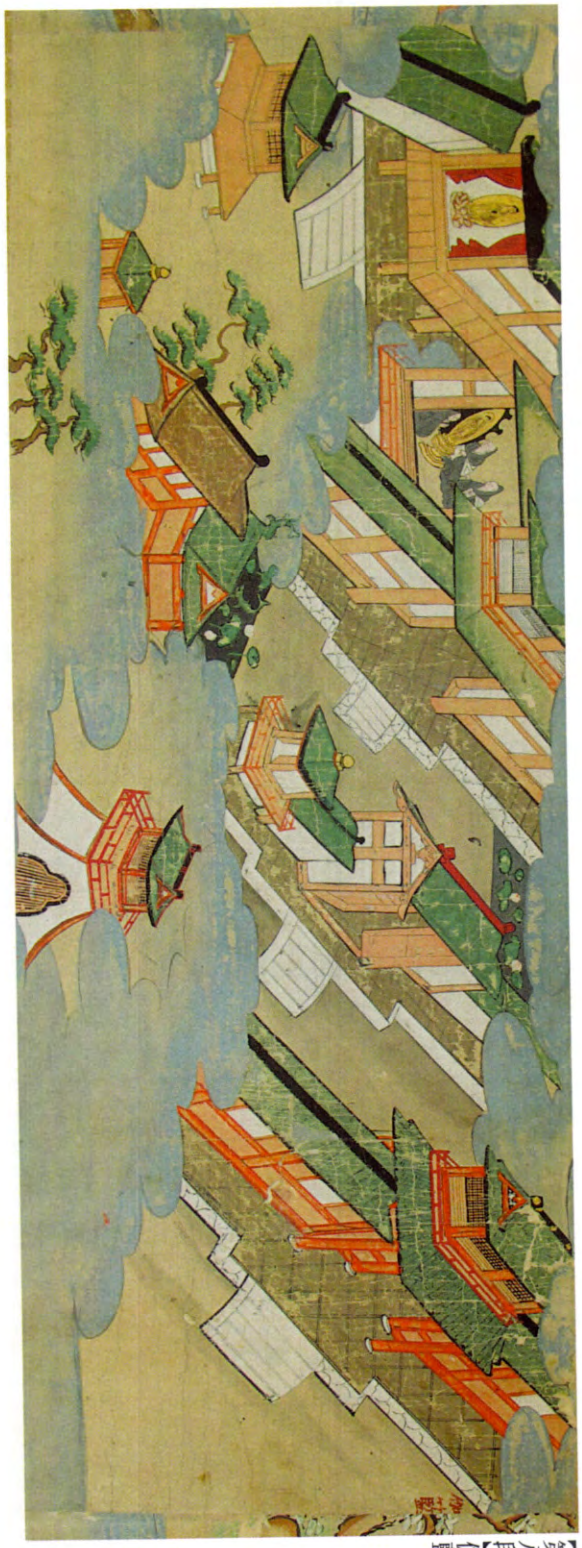

【第八段伽藍】

【第五段帰洛】

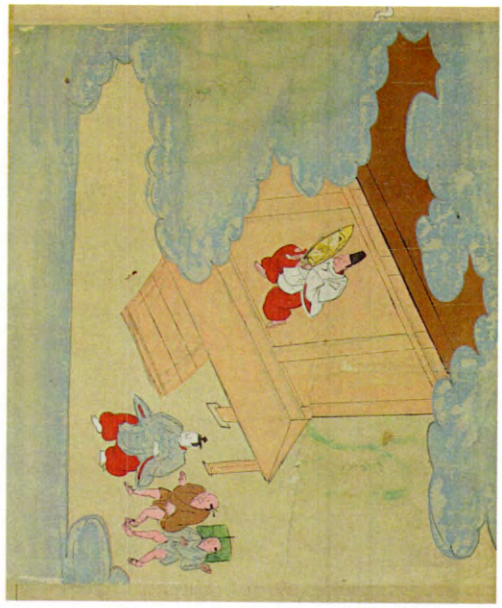

【第八段ナシ】

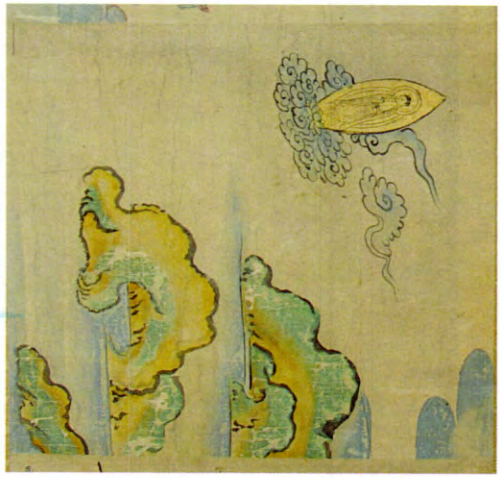

【第八段ナシ】

【第七段ナシ(1)】

【第七段ナシ(2)】

【第八段】洛中参群

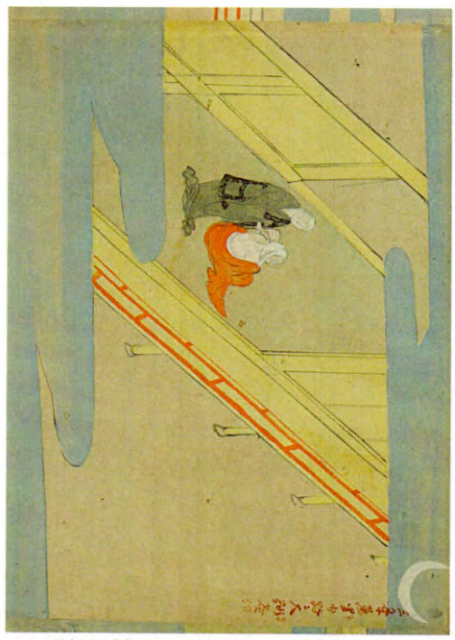

【第一九段】三条万里小路ニ大弼灸治

【第一八段】弐大臣家ノ姫君

【未詳ナシ】

【第二段【摂津国藤原氏重】

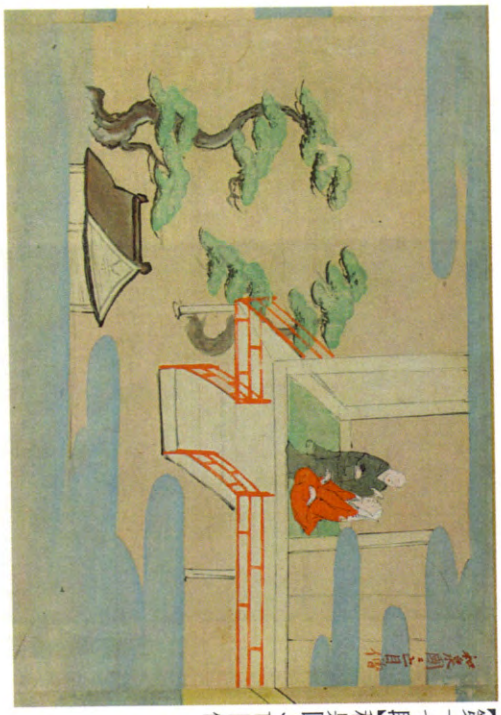

【第一七段【和泉国二七目僧】

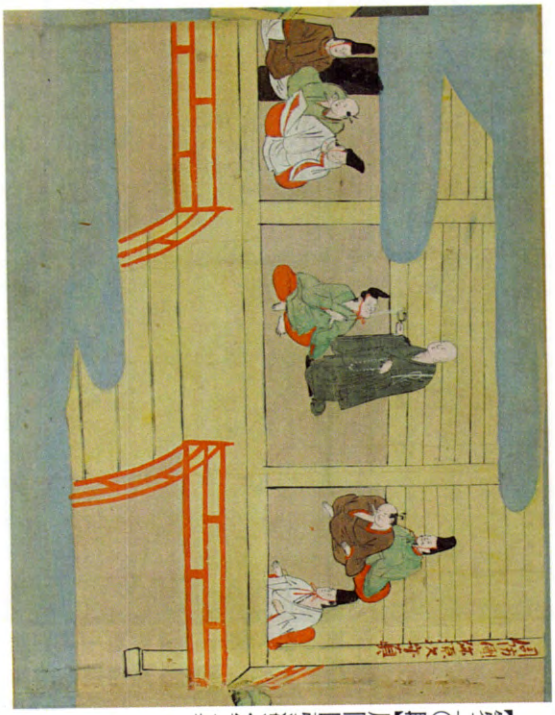

【第二〇段【周防国弥源次守真】

【第十八段】
法性寺田中殿ノ御所ニ侍ケル女房
関東江下向シケル上洛ノ時大井川

【奥書】

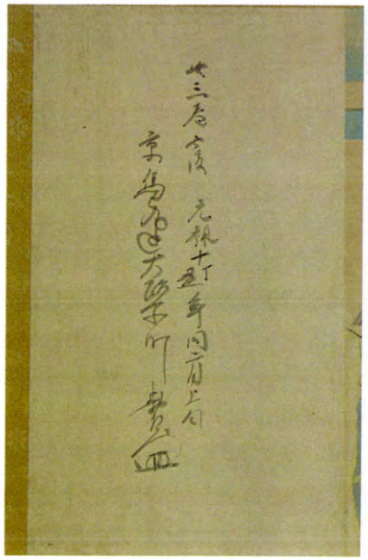

絵巻奥書署名

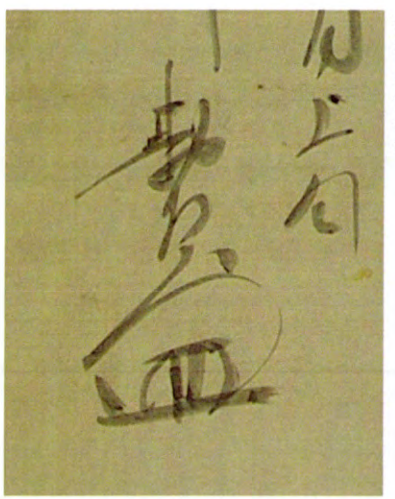

詞書第一六段　或大臣家の姫きみ

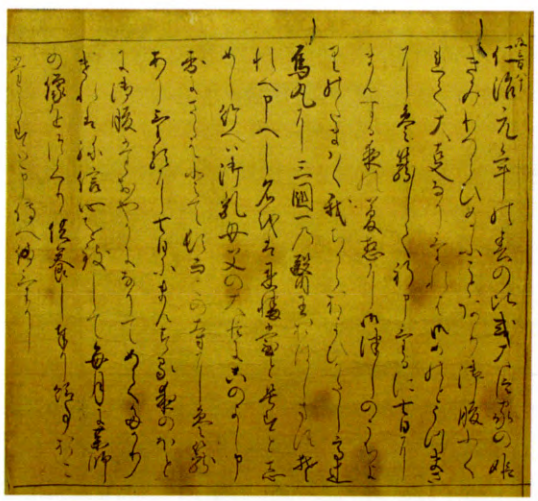

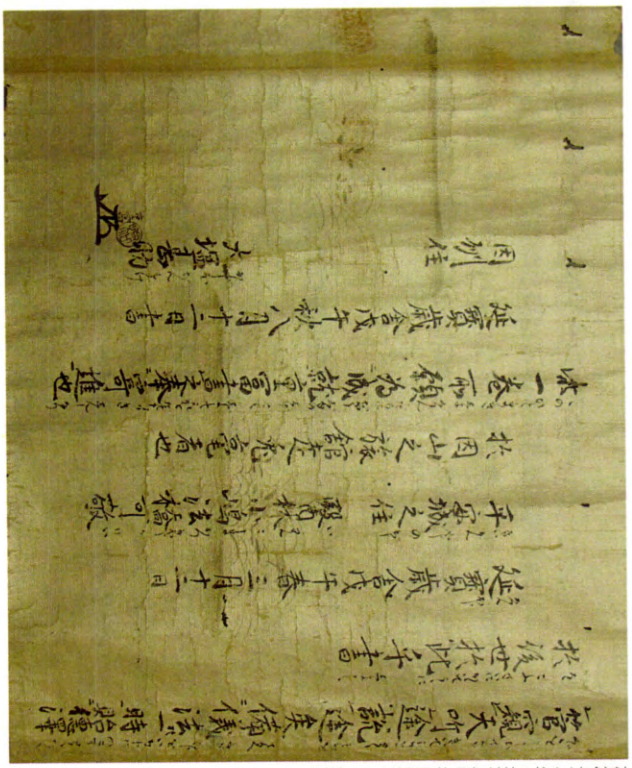

延宝八年奥書詞挙断簡奥書

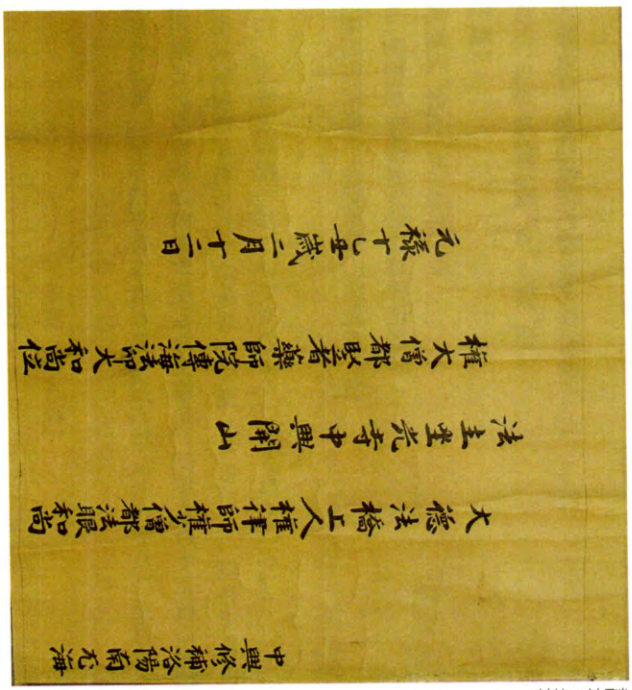

詞書奥書

【付記】

座光寺所蔵の因幡堂縁起絵巻がいつ作成されたのか、そしてどのような経緯で現在に至ったのか不明であるが、その一端をうかがう手がかりがわずかながら残されている。その一つは、「はじめに」にも引いた次のような絵巻の奥書である。

此三巻覆　元禄十丁丑年同二月上旬
京都烏丸通大政所町　□左衛門〔書き判〕

□は「勘」のようにも見えるがよくわからない。いずれにせよ、「覆」は修復の意であろうから、これは元禄十年（一六九七）二月上旬に、京都烏丸通大政所町の□左衛門が、三巻の絵巻を修復したことを示す奥書である。

元禄十年の修復は、詞書の奥にも次のように記されている。

中興修補洛陽南尤海
大徳法橋上人権律師権少僧都法眼和尚
法主座光寺中興開山
権大僧都竪者薬師院伝海法印大和尚位
元禄十乙丑歳二月十二日

元禄十年二月上旬と同年二月十二日と、すこしの相違はあるもののこれは同じ修復をいっているのではないかと思われる。そうであるなら、元禄十年の時点で、この絵巻の原型である因幡堂縁起絵巻三巻は、修復を必要とするほど傷んでいたということになる。

さらに、これよりやや古い史料に、座光寺に「当寺之縁起」が所蔵されており、その傷みが甚だしかったことがみえる。同じく座光寺に所蔵されている、座光寺の由緒と霊験を記した詞巻断簡がその史料で次のような奥書がある。ふりがなは省略する。

延宝歳舎戊午春三月十二日
平安城之住　医林小嶋法橋可敬
於因山之旅館走兎毫者也

此一巻所願為二成就一重富書一レ之奉二寄進一也
延宝歳舎戊午秋八月十二日書
因州住　大塩甚助
〔印〕
重富〔書き判〕

これによると、延宝戊午年すなわち延宝六年（一六七八）三月十二日に小嶋可敬という京都の医師が記した文章を、同年八月十二日に因幡の住人大塩甚助重富が書写して座光寺に寄進したのがこの詞巻であるが、その中に「当寺之縁起」について次のように記されている。

夫因幡国高草郡古海郷菖蒲山座光寺之聖
容者三国相承而除災与楽之尊像也都鄙
蒙二其徳沢一者不レ可二勝数一焉
（中略）
自二往古一当寺之縁起雖レ有レ之依レ経二
年序一蠹魚住レ之残紙頗朽壊而文章前後

難二連続一焉沙門伝海就レ予需レ書

以下、縁起の現状と施した措置とが略記されているが省略する。

「沙門伝海」は「権大僧都竪者薬師院伝海法印大和尚位」その人であろう。「予」は小嶋可敬である。ここにいう「往古」より伝わる「当寺之縁起」が「因幡堂縁起絵巻」であった、とは明記されてはいない。またかりにそうであったとしても、それがここに紹介した残簡の原型だったとも断言できないし、元禄十年の修復がどのような修復であったのか、そしてどのような経緯で「此三巻」が現在のような形になったのかもわからない。しかし、「当寺之縁起」は「此三巻」であって、その現状が現在見られる残簡である可能性もまた小さくない。もしそうであるなら、修復された元禄十年よりもさらに二十年前に、座光寺所蔵『因幡堂縁起絵巻』の原型は、すでに紙魚の住処となり文章の前後も分からないほどに古び傷んでいたことになる。

なお、絵巻の作成された時期を推定するもう一つの手がかりとして、詞書のなかにでてくる年号の右肩にほどこされている書き入れがある。たとえば第十六段の「仁治元年」に対して「及三百八十」と記されている。これはおそらく仁治元年（一二四〇）が三百八十年前であることを示している。もしそうであるなら、これらによって作成の下限をおおまかに推定できよう。しかし、こうした書き入れが座光寺所蔵本の原型に対してなされたものなのかどうか、作成にさいして詞書の一部として他本から転記されたものではないのかどうか、不明である。

ちなみに、座光寺にはもう一種、題は『皇都：因幡堂略縁起』、奥書に文化二年（一八〇五）三月の日付のある詞巻一巻が所蔵されており、その奥書に次のようにある。

薬師如来本朝出現ハ人皇六十二代村上天皇天徳三
己未年也今年迄已ニ及七百五十三歳ニ

古人被書記因幡堂
略縁起及数百歳昔ニ
諸所紙虫入又紙力尽
安破故失字体分為
拝誦仍当山住深歎
之新為拝写命予ニ
執筆未熟成故雖辞
之不被許依而忘他
笑馳禿筆而已
于時文化乙丑春桃花月也
鳥府住小林治良
拝写
菖蒲山座光寺
乗円求之〔印〕

天徳三年は九五九年、その七百五十三年後は一七一二年で正徳二年にあたる。「文化乙丑春桃花月」はすなわち文化二年（一八〇五）三月である。古人書記の「因幡堂略縁起」とはどのようなものなのか、それを書写したのがこの『皇都：因幡堂略縁起』だと考えてよいのかどうか、よく分からないが、こうした詞巻が座光寺に所蔵されていることを後考のために記しておく。

（田中　仁）